

# 木材利用ポイント 延長決定！ 工事業者、追加登録のラストチャンス！

木造住宅又は内装・外装木質化の工事を  
行う事業者の登録期間

締め切り迫る！

平成26年1月27日  
～2月21日

工事業者登録をして木材利用ポイントを活用！  
仕事確保に役立てよう！

新築と内装・外装の木質化で最大60万ポイント

## 木材利用ポイントとは

対象地域材を活用した木造住宅の新築等、内装・外装の木質化工事、木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入の際に、施主が木材利用ポイントを受け取れ、地域の農林水産品等と交換できる制度です。

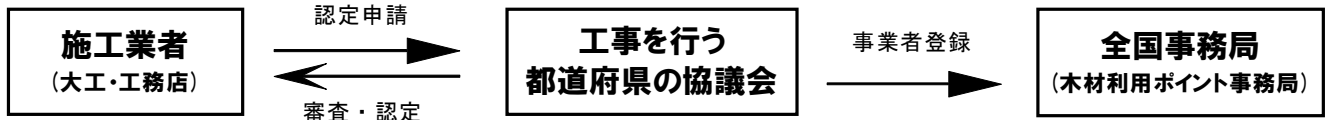
木造住宅（棟別申請）の新築、増築又は購入した場合、1棟当たり 30万ポイント。  
内装・外装の木質化工事は1棟当たり 最大30万ポイント。

ポイントは即時交換にも利用できます（ポイントの50%まで）。

## 1. 申請の流れ

木材利用ポイントでは認定・登録を受けた施工業者が行う工事について、施主がポイントを受け取ることができます。施工業者が認定・登録をしていないと木材利用ポイントをもらえると思っている施主とのトラブルや仕事を逃す可能性もあります。

大工・工務店は木材利用ポイントの対象工事を行う都道府県の協議会に認定申請をしましょう。



## 2. 申請先

### 【認定申請の申請先】

工事を行う都道府県の協議会への郵送（複数の都道府県で工事を行う場合は各都道府県の協議会に申請）。

※都道府県協議会の郵送先は、下記の事務局ホームページにてご確認ください。

## 3. 必要な書類

### 【認定申請に必要な書類】

- ①認定申請書（※事務局ホームページより該当する都道府県の申請書をダウンロードして使用）。
- ②申請者確認書類  
〔個人事業主〕運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、日本国パスポート、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、のいずれかの写し（※氏名・生年月日が明示されていること）。  
〔法人〕現在事項証明書又は履歴事項証明書の写し（3ヵ月以内のもの）。
- ③建設業等に関する書類（建設業許可証明書（通知書）、宅地建物取引業者免許証、その他、のいずれかの写し）。  
※「その他」の場合、下記の『Aのうちいずれか1つ』と『Bのうちいずれか1つ』の2つの書類を提出（Aのみ又はBのみの2種類は不可）。  
A:新築木造住宅の建築工事請負契約書の写し（1年以内のもの）、内装・外装木質化工事請負契約書の写し（1年以内のもの）、所得税の確定申告書B控の写し（1年以内のもの）。  
B:労災保険加入証明書、建設国保の保険証の写し。

## 4. HPアドレス

詳細は、木材利用ポイント事務局にお問い合わせ（Tel 0570-666-799）いただくか、木材利用ポイント事務局のホームページ（<http://mokuzai-points.jp/>）をご確認ください。

全国建設労働組合総連合(全建総連)